

# 東京電機大学障害学生支援規程

令和5年3月7日

規 3 第 355 号

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他の法令の定めに基づき、東京電機大学（以下「本学」という。）における障害学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。対象範囲は、入学予定者及び在籍学生とする。

(障害学生支援会議)

第3条 本学は、障害のある学生に対して支援を行うために障害学生支援会議（以下「支援会議」という。）を設置する。

2 支援会議については別に定める。

(責務)

第4条 本学は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障害学生支援を推進するための具体的な方策を講じる。

2 本学は、前項の具体的な方策を講じた上で、具体的な支援の実施及び合理的配慮の提供に努める。

(支援の申し出・相談窓口)

第5条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要望を申し出ることができる。

2 障害のある学生、その保証人及びその他の関係者からの支援に関する申し出及び相談に応じるための窓口は、入学前は入試センター、入学決定後並びに在籍中は学生支援センター（学生厚生担当）及び理工学部事務部（学生厚生担当）とする。

3 合理的配慮の提供において、配慮内容の妥当性を確認するための根拠資料を本人へ求めることができるものとする。

(支援内容の策定)

第6条 支援会議は、障害のある学生からの支援の申し出に対し、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、教育効果と本人の意思を十分尊重した上で、支援内容に関係する部署

と協議し、個別の支援内容を策定する。

- 2 支援会議は、障害のある学生の障害の状態や環境等の変化に応じ、的確な支援となるよう、適宜、合理的配慮等の支援内容の見直しを行うことに努める。

(合意の形成)

第7条 支援内容は、障害のある学生の合意を得て決定する。

- 2 支援会議は、障害のある学生に対し支援内容について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意形成を図るよう努める。

(支援の実施)

第8条 障害学生支援は、障害のある学生の所属する学科・学系・専攻の他、系列、群をはじめとする関係部署等が連携して実施する。

- 2 修学に必要な具体的な支援にあたっては、障害のある学生が所属する学科・学系・専攻が主たる責任を持って行う。

- 3 支援会議は、具体的な支援が円滑に実施されるよう、支援内容に関係する部署間の調整を行う。

- 4 学生支援センター（学生厚生担当）及び理工学部事務部（学生厚生担当）は、支援会議において策定された具体的な支援が円滑に実施されるよう、障害のある学生及び支援に係る教職員からの相談に応じ、学生相談室、健康相談室、その他支援内容に関係する部署と連携し、具体的な支援の課題の解決に努める。

(研修及び啓発)

第9条 本学は、教職員に対し、障害を理由とする差別の解消と障害特性等の理解と対応について、必要な研修・啓発を行うものとする。

(秘密保持義務)

第10条 第10条 障害学生支援に従事する者及び従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、常勤理事会において決定する。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。